

保育所型認定こども園 陽だまり保育園 重要事項説明書
(2024年4月1日現在)

1 設置者の概要

名称	社会福祉法人 陽向（ひなた）
所在地	〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺鷺の谷2062-1
代表者氏名	理事長 木村 厚志
連絡先	電話番号：028-678-9717 FAX番号：028-678-9718
設立年月日	平成17年 3月 18日

2 事業の目的

事業の目的	特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・良質な水準かつ適正な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しくが確保されることを目指す。・子どもの意思・人格を尊重して、常に子どもの立場に立って、特定教育・保育を行うよう努める。・地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、周辺の関係機関との密接な連携に努める。・子どもの人権擁護、虐待防止のため責任者を設置し、必要な体制の整備を行うとともに、職員の研修等を実施し取り組む。

3 保育園の概要

名称	陽だまり保育園							
種別	児童福祉法に規定する 保育所型認定こども園							
施設所在地	〒329-1233 栃木県塩谷郡高根沢町宝積寺鷺の谷2062-1							
施設長氏名	園長 本田 泉							
開設年月日	平成17年 4月 1日							
連絡先	電話番号：028-678-9717 FAX番号：028-678-9718							
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■病後児保育 ■地域子育て支援拠点事業 ■放課後児童健全育成事業							
提供する特定教育・保育の内容	子ども・子育て支援法その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。							
定員		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	1号				5人	5人	5人	15人
	2/3号	7人	14人	15人	18人	18人	18人	90人
	合計	7人	14人	15人	23人	23人	23人	105名

4 職員体制について

職名	常勤	非常勤	職務
園長	1名	—	特定教育・保育の質の向上、職員の資質向上に取り組むと共に、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
副園長 事務長	1名	—	施設長を補佐すると共に、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。また園内における全ての事務を担う。
主幹 保育教諭	2名	—	保育の質の向上および地域の子育て支援、保護者支援の推進に向け、高い専門性を活かし組織や地域を牽引する。また職場環境づくりに努め、人材育成にあたり研修計画を実施していく。
保育教諭 保育士	12名	7名	保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づき全ての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。（専門リーダー・職務分野別リーダーを置く）
栄養士	1名	—	子どもの発達段階に応じた離乳食、乳児食、幼児食にかかる献立を作成すると共に、当園全般の食育活動を保育士と共に行う。
調理員	2名	1名	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う。
看護師	1名	—	子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
嘱託医	—	1名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談・指導を行う。
嘱託歯科医	—	1名	
用務員		1名	当園の雑務等を行う。保育士の補助及び準備、清掃を行う。
子育て支援員 学童指導員	2名	5名	子育て支援拠点事業『ひなたぼっこ』を運営する。 学童保育『地球小屋』を運営する。

- ◆開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。
- ◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

5 保育園の目的及び運営方針等

◆ 目的

保育所型認定こども園 陽だまり保育園は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子どもに対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

◆ 運営 及び 保育方針等

保育目標

- ・ **よく食べ、よく眠り、よく遊ぶ、笑顔あふれる 子どもたち**
 - ・ **豊かに感じ、考え、行動できる 子どもたち**
 - ・ **生きる喜びを知り、困難に立ち向かえる 子どもたち**
 - ・ **仲間の中で、自分を愛し 人を愛せる 子どもたち**

陽だまり保育園は、6歳までの子育てを人間の土台作りと考えて、日々の保育をしています。それは、樹にたとえれば、根っこを中心の幹を、できる限り豊かに太らせることだと言えます。人間の発達の筋道は、どの子にも同じようにあります。

その筋道を、急がせることなく…、

ゆっくり、じっくり、丁寧に 五感豊かに経験させ、

一人ひとりのこどもたちの笑顔が輝くよう、誰もが主人公になれるよう、子どもたちを真ん中に、みんなで作る保育園でありたいと考えます。

陽だまり保育園では“認識保育”を行っています。

“認識”とは、感覚・知覚・直観・思考いわゆる 五感、目(視覚)・耳(聴覚)・舌(味覚)・鼻(嗅覚)・皮膚(触覚)で体感的に感じて、物事を見分け、本質を理解することです。乳幼児期の“わかる”という事は、この認識してわかることが大切です。単なる 記憶学習 はわかったことにはならないのです。

学童期の学習(わかる)の、必ずしも体験的でなくとも 理解してわかることが出来るようになる“前段階の基礎”として、とても大切なことです。

陽だまり保育園 “遊び”の考え方

遊びを通して育つ ～ 取り除くのは子どもが予測できない危険だけ ～

“遊び”には 人として成長していくためのあらゆる要素が含まれています。遊びを通じて冒険や挑戦をし、心身の能力を高めていきます。運動能力の向上はもとより、仲間との関係を育み、協調性や創造性、判断力その他の人格形成や社会生活の訓練等、極めて重要な役割を有する行為なのです。その中で個の成長も促されます。

そのため子どもたちが、自由に豊かに遊べる環境は、同時に危険性も持ち合わせています。しかし遊びに内蔵する危険性は、遊びの価値のひとつでもあるのです。

陽だまり保育園では、子どもがやりたいことに挑戦できる＝主体的に遊べる環境を守るために、危険をすべて取り除くのではなく、「子どもが予測できる危険(=リスク)」「子どもが予測できない危険(=ハザード)」に分類し、ハザードだけを取り除こうという考え方をしています。「ハザード」を取り除きつつ、子どもの成長につながる「リスク」をいかに残せるようにするかがポイントです。

「子どもが予測できる危険(=リスク)」

遊びには、ある程度の危険が伴うもので、この危険への挑戦が楽しさにつながります。ひとつずつクリアをしていくことで、自分の身を守る術や危険予測本能を育むために「子どもに必要な危険」となります。

「子どもが予測できない危険(=ハザード)」

手作りの遊具の劣化や整備不良、釘やガラスの破片などの危険は子どもが予測できないものとして、できるだけ取り除かれますが、地面の凹凸は子どもが自分で予測できる危険なので、整地はしません。木製の遊具は、小さな子が簡単に高い所まで登れないように、あえて段差を大きくするなどして、安全策をとっています。

子どもが思いっきり遊ぶとき、小さなケガはつきものです。「ケガをするべきだ!」と思っているわけでもありませんが、どんな小さなケガも起こらないように、とは考えていません。ケガをしたら痛いし、我が子が痛がっていたら可哀そうになってしまうのが親心ですが、ケガがないように、と大人が委縮してしまうと、どうしても禁止することが多くなり、子どもたちが自由に遊べる環境を奪いがちだと考えます。切り傷、すり傷、アザなどの痛みを知って、子どもたちは「どうしたら次は痛い思いをせずにできるか」を工夫したり、他の子の痛みを我がことのように感じられるようになっていくという面もあります。

保護者の皆様なりのお考えやご心配は、多々あるかとは思いますが、子どもの遊びから「ケガをする」ことを抜き取ってしまうのではなく、ある程度の危険要素を残して、子どもの成長につながる環境づくりを考えてみませんか。ケガを通して気づき学ぶ“遊びの力”を信じて、子どもの遊びをじっくりと見守っていきませんか。

主旨をご理解のうえ、入園に際しそれらの事について、ご了承ください。

万が一、事故などがおきた場合は、応急処置を施し、適切な医療機関へと取次ぎ、処置や発生状況を報告いたします。

6 保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜日 から 金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	午前8時～午後2時（6時間）
預かり保育	保育時間	朝：午前7時～午後8時 夕：午後2時～午後6時（延長保育午後8時まで可） 土曜：午前7時～午後6時
休業日	日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季休業（8月12日～8月16日）	*預かり保育実施
	冬季休業（12月26日～1月7日）	*預かり保育実施

◆特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、規程の休業日に特定教育・保育を提供することがある。

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時～午後8時（11時間）
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分（8時間）
延長保育	保育標準時間	朝：なし 夕：午後6時～午後8時
	保育短時間	朝：午前7時～午前8時30分 夕：午後4時半～午後8時
開所時間	月～土曜日	午前7時～午後8時
休業日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

- ◆保育の必要量は、「**最長で保育園等を利用することができる時間**」です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。
- ◆非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合には、保育園を休園することがあります。

7 保護者の負担について（保育料以外）

- ◆利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日・
預かり保育利用料・延長保育利用料

	1号認定子ども (教育標準時間認定)					2号・3号認定子ども（保育認定）				
	園に直接 申込	園から 入園内定	園を通じて 認定申請	園を通じて 認定証交付	園と契約	市町村に「保育の必 要性」の認定申請(※)	市町村から 認定証交付	園の利用希望 者の申込(※)	市町村が 利用調整	利用先の決定 後、園と契約
提供日 (閉園日)	月～金曜日（土曜日） (土日祝祭日・夏季・年末年始休み)					月～土曜日 (日祝祭日・年末年始 休み)				
7:00	300円		300円			300円				
8:00	300円		450円			300円				
8:30										
14:00	預かり保育 450円		450円			300円				
16:30										
20:00										

◆利用料等

月額保育料	<ul style="list-style-type: none"> ・1号認定 → 満3歳児～5歳児（全ての世帯）は無償 ・2号認定・3号認定 → 3歳児～5歳児（全ての世帯）は無償 ※ 利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担		
実費徴収	給食費 (3歳以上)	主食費	2,000円/月
		副食費	4,800円/月
	月刊絵本代	福音館（こどものとも社）	460円/月
	保護者会費	年3回で保護者会代行徴収	500円/月
	保険料	日本体育・学校健康センター法による保険	共済掛金年間210円
実費負担金	その都度徴収（園バス利用料、園外施設利用料、年長活動費等、）		

《支払方法》・保護者専用アプリ CoNnect より、請求書を発行し、保護者ご自身のクレジットカードにて決済いただくこととなります。

8 施設の概要

敷地	民有地を借地 敷地面積： 5836.89m ² (1768.75 坪) 園庭面積： 3380.10m ² (1024.27 坪)
建物	申請建物（管理・保育棟：木造2階建て、乳児棟：S造2階建て） 建築面積： 623.92 m ² (189.07 坪) 延べ床面積：823.79 m ² (249.63 坪)
施設の内容	◆管理・保育棟 面積：.448.27 m ² (135.84 坪) 事務室 1, 医務室/休憩室 1, 物置/教材室 1, 保育室 4, 土間ホール 1, 調理室 1, トイレ 2, 飲料水/手洗い設備 8, 足洗い場 2 ◆乳児棟 面積：120.01 m ² (36.37 坪) 保育室 1, ほふく室 1, 調乳室 1, 沐浴室 1, トイレ 2, 飲料水/手洗い設備 6, ◆遊戯室（木のぼりホール） 面積：112.02 m ² (33.95 坪)
設備の種類	築山 砂場 プール3箇所（夏季のみ） 『こもれびの森』隣接

9 利用の開始及び終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項

利用者の内定	【1号認定子ども】 ・施設の管理者が定めた選考方法による 【2号・3号認定子ども】 ・市町が行う利用調整による
利用決定	利用契約書の締結による
退園理由	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む） ・保護者から退園の申出があったとき ・利用継続が不可能であると市町が認めたとき ・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき
利用に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 登園は 午前9時までをお願いします。 「Child Care Web」というインターネットを活用した 園運営総合管理システムを導入しています。登降園記録管理、利用料のキャッシュレス決済、保護者との連絡機能をはじめ、園児の保育記録管理類、指導計画、発達チェックなど、幅広く活用しています。当日に欠席、又は登園が遅れることを連絡する場合も9時までに 電話 または、保護者専用アプリ（coNNect）にてご連絡ください。 原則 保育時間内での迎えをお願いします。緊急の場合で、迎えが遅れたり、延長保育を利用する場合には早めに電話でご連絡ください。 保育園は集団生活が前提になります。個別の対応が必要な病気のお子様のお預かりはできません。目安としては朝の体温が37.5℃以上ある場合はお休みしてください。同様に保育中に37.5℃以上になった場合もお預かりできません。また、お子様の状態が通常とは異なると感じる場合には、担任にその旨を必ずお知らせください。 感染症などの罹患により出席停止が必要な場合には医師の診断のもと登園を再開してください。その際には治癒証明や登園届の提出をお願いします場合があります。 看護師が常駐しておりますが、原則、医療行為を行う事はできません。その観点から、投薬などの行為は行っていません。通院先の病院から、保育時間内の服薬や薬の塗布を診断された場合には、必ず、お子さんが通園しており、原則、医療行為を行うことはできない旨お伝えください。薬の服薬量や時間を調整して下さる場合があります。なお、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡を除く）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼が必要だと医師に言われた方は必ず事前に園にもご相談ください。体調が回復してから登園を再開してください。

10 緊急時等における対応方法

対応方法	特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用子どもの保護者又は緊急連絡先、その他医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずる。		
	管 轄	所在地 及び 連絡先	
救急・消防	高根沢消防署	高根沢町石末898-3	028-675-1711
警察	さくら警察署	さくら市馬場786-1	028-682-0110
嘱託医	谷口医院	高根沢町宝積寺1038	028-675-0005
嘱託歯科医	さいとう歯科医院	高根沢町西高谷168	028-676-8900

11 非常災害対策

防犯設備	非常通報装置、警備保障（ALSOC）
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
防火管理者	事務長 木村 厚志
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆総合防災訓練（消防署との合同訓練）：毎年1回実施
災害発生時の対応等	保護者等の引き取りがあるまでの間（開所時間外を含）引き続き児童を保護します。
災害時安否情報一斉連絡	災害時において安否情報を保育園からお知らせするために一斉連絡システムのアプリを利用しています。
避難場所	高根沢西小学校

12 虐待防止等の措置について

体制整備等	利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じるよう努めます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、通告する義務があります。（児童虐待の防止等に関する法律第6条）

13 第三者委員による苦情解決

社会福祉法第82条の規定により、陽だまり保育園では利用者等から等からの苦情に適切に対応する体制を整えています。保育園における苦情解決責任者、苦情解決担当者を下記の通りに設置し、日頃より苦情解決に努めています。

【苦情解決の流れ】

- ◆苦情受付：面接、電話、書面等により苦情担当受付け者が随時受け付けます。
- ◆苦情受付の報告・確認：苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者に報告いたします。
- ◆苦情解決のための話し合い：苦情解決責任者は申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。

① 陽だまり保育園

受付担当者	木村 厚志（役職：事務長） 増淵 佐和子（役職：主幹保育教諭）
解決責任者	本田 泉（役職：園長）
連絡先	028-678-9717（陽だまり保育園）

② 第三者委員

氏名	・小林 英二（臨床発達心理士） ・菊地 多恵子（元保育士養成校講師）
----	---------------------------------------

14 賠償責任保険等の加入

陽だまり保育園では万が一の事故に備えて、施設賠償責任保険に加入しています。また、日本体育・学校保険センター法による保険の加入も保護者の方にお願ひしています。それらの保険の補償範囲におきまして補償いたします。尚、保護者会として保護者会活動総合保険（賠償責任保険）にも加入しています。

15 個人情報の取り扱い

- 特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であったものが知り得た個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して、お子様に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得る、または面談を行う等保護者の同意を得てから行うこととします。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合などはこの限りではありません。